

愛知県立大学学生生活委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、入試・学生支援センターに設置する学生生活委員会（以下「委員会」という。）について、入試・学生支援センター規程第12条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生の団体活動（集会を含む。）に関する事。
- (2) 学生の掲示及び刊行物に関する事。
- (3) 学生便覧に関する事。
- (4) 学生の規律及び賞罰に関する事。
- (5) 学生の健康管理に関する事。
- (6) 学生相談及び障害学生支援に関する事。
- (7) 学生の奨学援助その他福利厚生に関する事。
- (8) 学生会館に関する事。
- (9) その他特に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 入試・学生支援センター長
- (2) 入試・学生支援センター副センター長
- (3) キャリア支援室長
- (4) 各学部及び各大学院研究科から選出された者（学部・研究科の双方を兼ねる。）各1名
- (5) 入試・学生支援センター長が指名した事務職員

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第1号から第3号までに掲げる者についてはその職にある期間とし、第4号及び第5号に掲げる者については1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び議長)

第5条 委員会に委員長を置き、入試・学生支援センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 委員会の招集は、委員長が行う。

2 3 分の 1 以上の委員の要求があるときは、委員長は委員会を招集しなければならない。
(定足数及び議決方法)

第 7 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、学生支援課が担当する。

(委員以外の者の出席)

第 9 条 委員会が必要と認める場合は、委員以外の教職員及び学生を委員会に出席させ、その意見を述べさせることができる。ただし、議決に加えることはできない。

(学生相談室)

第 10 条 委員会に学生相談室を置く。

2 学生相談室に関する事項は、別に定める。

(部会)

第 11 条 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会について必要な事項は、別に定める。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。